

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則 (産業人材対策課) 一

○職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則 (雇用対策課) 一

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一

○保安林の指定の解除 (森林整備課) 一

○二級河川七北田川系河川整備基本方針の公表 (河川課) 二

○東北歴史博物館特別展「アノコール・ワットへのみち」宮城展に係る前売観覧料の徴収事務の委託 (教育庁文化財保護課) 二

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 二

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 三

規 則

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十一号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

職業訓練給付金支給規則(昭和五十年宮城県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

ページ

第三条第一項第一号中「第二十条」を「第二十二條」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十二号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則(昭和五十五年宮城県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。
第十五条第三号中「第二十条」を「第二十二條」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一三一〇〇一九九	タククス 遠田郡美里町字叔廻 前二二二一三	居宅介護 同行援護	有限会社タククス	平成二十八年 五月一日

○宮城県告示第五百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

選挙管理委員会

- 一 解除予定保安林の所在場所
東松島市浜市字樋場一の一五七、一の二〇一、一の二〇三
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
河川管理施設用地とするため

二一 解除予定保安林の所在場所

東松島市浜市字樋場七三の二、字須賀松七の二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

○宮城県告示第五百五十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、二級河川七北田川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所においてこれを公表する。

平成二十八年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、東北歴史博物館における特別展「アンコール・ワットへのみち」宮城展前売観覧料に係る使用料の徴収事務を平成二十八年五月十日次のとおり委託した。

平成二十八年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号

株式会社河北新報社

仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号

東北放送株式会社

二 委託期間

平成二十八年五月二十日から平成二十八年七月十五日まで

○宮選管告示第七十号

平成二十八年六月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年六月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、〇九五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三三八、〇九四

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	七九、七三五	岩 沼 選 挙 区	一一、八六四
宮 城 野 選 挙 区	五一、一七二	登 米 選 挙 区	二二、九四三
若 林 選 挙 区	三六、二六〇	栗 原 選 挙 区	二〇、一九四
太 白 選 挙 区	六一、五九〇	東 松 島 選 挙 区	一〇、九一六
泉 選 挙 区	五八、七〇一	大 崎 選 挙 区	三六、五九六
石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四三、〇九七	柴 田 選 挙 区	二二、七七二
塩 釜 選 挙 区	一五、五四二	亘 理 選 挙 区	一二、九八八
気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区	二二、六七九	宮 城 選 挙 区	一三、八五二
白 石 ・ 刈 田 選 挙 区	一三、九一〇	黒 川 選 挙 区	二四、六〇〇
名 取 選 挙 区	二〇、三二一	加 美 選 挙 区	八、八三七

角田・伊具選挙区 一二、五五四 遠田選挙区 一一、八〇一

多賀城・七ヶ浜選挙区 二一、九九六

○宮選管告示第七十一号

平成二十八年六月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十八年六月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三三八、〇九四